

事 務 連 絡

令和2年4月7日

令和2年9月2日

令和2年12月7日

令和3年2月26日

令和3年5月18日

令和3年8月6日

令和3年11月22日

令和4年2月28日

一部改正 令和5年12月4日

事業者団体（団体非加盟事業者） 殿

近畿運輸局 自動車交通部長

（公印省略）

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、令和2年4月7日付けをもって、本事務連絡を発出し、事業計画の変更を要しない休車の特例措置（以下、「臨時休車」という。）を講じてきたところであるが、今般、令和5年11月14日付けをもって、本省事務連絡「「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について」が発出されたことに伴い、車両の復活状況を把握する観点から、臨時休車車両の調査を行うなど、下記のとおり取り扱うこととするので了知願います。

記

1. 対象となる事業

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）

2. 対象となる事業用自動車

管内の当該事業者の営業所を管轄する運輸支局・陸運部へ届け出ているすべての事業用自動車

3. 必要な手続き

臨時休車を実施する営業所の所在地を管轄する運輸支局・陸運部に別添の休車リスト（以下、「リスト」という。）を事前に提出すること。（FAX・インターネットメールによる提出も可能とする）

4. 適用方法・注意事項等

- (1) 臨時休車は、次のいずれかによることとする。
 - ①道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を行うこと。
 - ②自動車検査証の有効期間が切れた状態で保有すること。
- (2) リストの提出により、道路運送法第5条第1項第3号に定める事業計画（営業所ごとに配置する事業用自動車の数）に変更は生じない。
- (3) (1)②の車両については、他者への譲渡、他者の使用は認めず、提出事業者は、認可車庫にて引き続き車両管理を行うこと。
- (4) (1)②の車両については、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第19条の2に規定する「事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償する措置」については、特例としてその措置を必ずしも求めるものではない（事業者の任意とする）。
- (5) 当該営業所の車両全てをリストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあっては、道路運送法に基づく手続き（営業所廃止・減車・事業休廃止等）を行うこと。
- (6) リスト提出後、臨時休車車両の追加又は削除が生じる時は、全ての休車車両を記載した新たなリストを提出すること。
- (7) 臨時休車車両は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。
- (8) 臨時休車終了時には、事業者において車検切れ、自賠責保険未加入、任意保険未加入の車両がないように措置し、車両を通常使用する。また、運輸規則第35条に基づき、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任すること。
- (9) (1)①の車両については、令和6年3月31日までに登録を行わない場合（(11)に該当する場合、譲渡譲受認可申請を行う場合を除く）は、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出（減車）（以下、「減車届出」という。）がなされたものとする。また、(1)②の車両については、令和6年3月31日までに通常使用できるように措置することとし、措置を行わない車両は、減車届出の提出を行うこと。
- (10) 令和2年度及び令和3年度に特定地域から準特定地域に移行した地域において、臨時休車に移行した全日制限車両の復活については、早急にタクシー需要に供給が追いつかない地域の解消を図る必要があることから、UD車両、電気自動車、燃料電池自動車、ASV搭載車両に限らず、復活することを認めることとする。
- (11) 復活にあたり車両を購入する場合にあっては、令和6年3月31日までに契約を締結させることとする。また、復活にあたり、メーカーの都合等で納車が間に合わない場合は、復活期限（令和6年3月31日）を超過しても差し支えない。

5. 本取扱いの適用期間

臨時休車車両の追加は令和4年3月31日までとし、期間を延長しないこととする。但し、定期点検の取り扱いについては7.（1）の通達による期間を適用することとする。

6. 臨時休車車両の調査・報告について

令和5年12月27日までに臨時休車制度を活用している事業者については、休車している車両について①復活させるか、②譲渡するか、③事業計画上減車とするか等を別紙調査票に記載し、別紙臨時休車リストと合わせて管轄の運輸支局・陸運部の下記連絡先あて提出することとする。また、別紙記載の必要書類を令和6年3月31日までに管轄の運輸支局・陸運部の下記連絡先あて提出することとする。なお、事業計画変更事前届出及び譲渡譲受認可申請については、極力、令和6年1月31日までに提出されたい。

今後③の台数を、運転者を確保する能力が十分にあるなど車両を有効活用できる事業者に配分する予定であり、具体的な配分方法、配分時期については、追って連絡する。

なお、UDタクシー又はジャンボタクシーの導入にあたっては、令和4年度第2次補正予算により、各タクシー事業者に補助金の内示をすでに行っているところであるが、今回、復活する車両については、追加的に補助することを検討しているところ、補助を希望する事業者については、別紙調査書に補助希望台数を記載のうえ、交付申請書を令和5年12月27日までに管轄の運輸支局・陸運部の下記連絡先あて提出することとする。

補助金関係 URL: http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/taxi_sien_r5.html

7. 附則

- (1) 「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」（令和2年4月7日付け近運自監第20号、近運自一第18号、近運自二第20号、近運技整第11号通達）1. (1) によるリストの提出については、3. の手続きに代えることができる。
- (2) 「新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗用旅客自動車運送事業（法人のみ）における期間を限定する休車の取扱いについて（特例措置）（令和2年3月23日付け事務連絡）」は廃止する。
- (3) 選任すべき運行管理者の数については、「臨時休車に伴う運行管理者の選任の特例措置について」（令和3年12月9日付け本省事務連絡）によることとする。

（連絡先）

大阪運輸支局輸送部門	Fax:072-822-3317	Mail: taxi-hokoku-osaka@ki.mlit.go.jp
京都運輸支局輸送・監査部門	Fax:075-681-1850	Mail: kkt-kyoto79@ki.mlit.go.jp
奈良運輸支局企画輸送・監査部門	Fax:0743-23-0023	Mail: kkt-ko-nyusou@gxb.mlit.go.jp
滋賀運輸支局企画輸送・監査部門	Fax:077-584-2079	Mail: kkt-rsi-kiy@ou.mlit.go.jp
和歌山運輸支局輸送・監査部門	Fax:073-422-8310	Mail: kkt-taxi-hokoku-wakayama@gxb.mlit.go.jp
兵庫陸運部輸送部門	Fax:078-431-8761	Mail: yusoubumon-t21ou@mlit.go.jp